「まつやま農林水産物ブランド認定産品」を用いた
ライブコマース等運営業務委託

1. 委託業務名

「まつやま農林水産物ブランド認定産品」を用いたライブコマース等運営業務委託

2. 目的

松山市の農林水産業の活性化に貢献するため、「まつやま農林水産物ブランド化推進協議会」は、高品質で生産者の商品に対する「想い」が強く込められた松山産の安全・安心な農林水産物及び加工品を「まつやま農林水産物ブランド」に認定している。

「まつやま農林水産物ブランド」のブランド力を高め、「まつやま農林水産物ブランド認定産品」（以下、「ブランド産品」という。）の認知度の向上や消費の拡大、販路の開拓につなげるため、ライブコマースを実施するとともに、対面販売やアーカイブコマース※1を実施し、有効性や観客及び視聴者への訴求効果を検証する。

※1　アーカイブコマースとは、ライブコマースで配信された動画を録画し、配信後も視聴者に提供し、商品購入を促すマーケティング手法のこと。

3. 適用基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、松山市契約規則等の関係法令に準じ実施しなければならない。

4. 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日

5. 履行場所

ライブコマースの撮影は、以下のいずれかの政令指定都市の集客効果が見込める場所（駅ビル、大型商業施設等）で実施すること。

①大阪府大阪市
②愛知県名古屋市
③福岡県福岡市
④兵庫県神戸市
⑤京都府京都市
⑥広島県広島市

6. 業務の内容

①事前準備

・「まつやま農林水産物ブランド」の知名度や認知度を高め、ブランド産品全体のブランド力を向上することができ、さらに、生産者や加工事業者が直接消費者にこだわり等を伝えることができるような内容となるよう、ライブコマースの全体構成を企画すること。その際、ブランド産品の魅力を単にPRする

だけにとどまらず、「販売」も意識した内容とし、観客及び視聴者を飽きさせない工夫をすること。また、対面販売及びアーカイブコマースにも対応できる内容とすること。
・ライブコマースで取り扱う商品は、「ブランド産品」及び「ブランド産品を使用した加工品（既存の商品、又は新たに開発した商品かは問わない。）」とし、ブランド産品の旬や販売ターゲット及びアーカイブコマースの実施を踏まえ、発注者と協議し決定すること。その際、販売ターゲットにあわせ、生産者等が通常取り扱っている商品ラインナップに限らず、受託者側において小分けや詰合せなどの新たな商品価値の提案も検討すること。
・生産者等との商品・価格の設定、精算方法、撮影地の事前調査・選定及び撮影交渉、その他販売に必要な調整を行うこと。特に、価格設定については、生産者等に金銭的負担が発生しないよう、協議の上、決定すること。
・ライブコマースを配信するプラットフォームの決定については、想定される視聴者数や紹介する商品の特徴、販売ターゲット等を踏まえ、複数のプラットフォームから比較検討した上で行うこと。
・上記の調整結果等を踏まえた上で、効果分析のための KPI を設定し、ライブ配信当日の工程表とともに、発注者に提出すること。
・ライブコマースの出演者は、以下に掲げる全ての条件を満たした者を一人以上選定すること。
（1）生産者や加工業者のこだわりや想いを理解できること。
（2）フォロワー層や過去の投稿内容、PR 実績等から、本業務との親和性が高いと判断できること。
（3）ブランド産品の魅力を理解し、消費者に伝えられること。
（4）過去にステルスマーケティングや、事実を偽った内容の投稿を行っていないこと。
・受託者は、出演者と消費者とのやりとりを円滑に進めるために、ライブコマースやテレビの生配信（放送）等の出演経験がある進行役を手配すること。

②事前広報
・多数の視聴者及び購入者数を確保するため、ライブコマースの実施前に愛媛県内外で事前広報を行うこと。なお、ライブコマースの撮影を行う市では、必ず事前広報を行うこと。
・広報媒体、期間（前日、当日含む）、頻度等を記載した広報計画を作成し、発注者に提出すること。

③ライブコマースの実施
・受託者は、視聴者がスマートフォン等を使用してライブ配信の出演者等とリアルタイムでやりとりを行いながら、画面上で買い物ができる仕組みを構築し、実施すること。
・ライブコマースは、1日に1時間放送するプランを1日以上実施すること。実施時期については、各ブランド産品の旬の時期等を考慮しながら、発注者と協議の上、決定すること。
・ライブコマースの撮影現場は無料公開し、観客数の増加に努めること。
・受託者は、ライブ配信に関するガイドライン等を設け、出演者及び観客並びに視聴者等が、社会通念上不適切と捉えられかねない発言、行動を防止するための対策を講じること。なお、ガイドライン等の中に、警備や誘導計画を盛り込み、周辺の安全や環境に十分配慮すること。
・受託者は、商品購入後に速やかに購入者の元へ商品が届く仕組みを構築すること。
・受託者から生産者等への商品代金等の支払いは、事前に生産者等と受託者が調整し申し合わせした方法に基づき、速やかに処理すること。

④ライブコマース終了後

・受託者は、ライブ配信後、購入者からの注文情報をとりまとめ、速やかに生産者等に発送依頼をすること。

・受託者はライブコマースの撮影終了後、撮影現場に集まった観客等に対し、対面販売を実施すること。

・受託者はライブコマース終了後、速やかにアーカイブコマースを実施すること。なお、商品の在庫に気を配り、購入できない商品については、その旨を表記すること。

・受託者はアーカイブコマース終了後、先に実施したライブコマース及び対面販売を振り返り、事前に設定した KPI を改善策とともに、速やかに書類で発注者に提出すること。またその際の書類には、ライブコマース、対面販売、アーカイブコマースについて、それぞれ売上高、購入者数、視聴者数又は観客数等を整理、比較、分析した結果を盛り込むこと。

7. 配信動画等の帰属

(1)配信動画の著作権及び所有権並びに本業務で履行した内容は、すべて発注者に帰属するものとし、このことについて受託者は一切の異議申し立て、請求を行わないこと。

(2)受託者は収集した資料を善良な管理の下5年間保存し、発注者の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

8. 資料の貸与

(1)受託者が業務を遂行する過程で必要とする発注者等の資料、備品等(以下「備品等」という。)を無償で受託者に貸与するものとする。

(2)受託者は、業務が終了した場合、その他合理的な理由により発注者が返却を要求した場合、貸与された備品等を速やかに発注者に返却するものとする。

(3)受託者は、貸与された発注者の備品等の取り扱いについては、善良な管理者としての注意を払わなければならないものとする。

9. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、あらかじめ書面にて報告し、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

10. 機密の保持

受託者は、本業務において知り得た情報について、他に漏洩又は引用してはならない。なお、この契約が終了し又は解除された後も同様とする。

11. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12. 業務責任者

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する従事員及び責任者を選任し、その氏名等を発注者に通知するものとし、当該従事員等を交替させる場合も同様とする。

また、責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

13. 損害賠償責任等

受託者は、業務の実施に関し故意又は過失により発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は、双方協議の上、決定する。

14. 疑義

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに協議を行うこととする。